第　　　　　号

年（　　　　年）　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　札幌市議会議長　　　　　印

保有個人情報一部開示決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、札幌市議会個人情報保護条例（令和４年条例第４６号）第２４条第１項の規定により、次のとおりその一部について開示することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示する保有個人情報 |  |
| ２　不開示とした部分とその理由 |  |
| ３　開示する保有個人情報の利用目的 |  |
| ４　開示の実施の方法等　※　同封の説明事項をお読みください。 | (1) 開示の実施の方法等(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所　　期間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日、祝日を除く。）　　時間：　　場所：(3) 写しの送付（郵送）を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用（見込額） |
| ５　担当課 | 　　　　　　　　　　　　電話　　　　　 |
| ６　備考 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、札幌市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、札幌市を被告として（札幌市議会議長が被告の代表者となります。）、札幌地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

１　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。